2枚目

16　無線局の区別					
17 航行用無線設備	名称	台数	種類及び型式又は名称	製造者名	補足事項
	□無線方位測定器〔ＡＤＦ〕				
	□ＶＯＲ受信機〔ＶＯＲ〕				
	□ローカライザ受信機〔ＬＬＺ〕				
	□グライド・パス受信機〔ＧＰＲ〕				
	□マーカ受信機〔ＭＫＲ〕				
	□衛星航法装置〔ＧＰＳ〕				
	□ＧＢＡＳ受信機〔ＧＢＡＳ〕				
	□その他〔　〕				
［18～22　略］					

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

［３枚目　略］

［注１～28　略］

2枚目

16　無線局の区別					
17 航行用無線設備	名称	台数	種類及び型式又は名称	製造者名	補足事項
	□無線方位測定器〔ＡＤＦ〕				
	□ＶＯＲ受信機〔ＶＯＲ〕				
	□ローカライザ受信機〔ＬＬＺ〕				
	□グライド・パス受信機〔ＧＰＲ〕				
	□マーカ受信機〔ＭＫＲ〕				
	□衛星航法装置〔ＧＰＳ〕				
	□その他〔　〕				
［18～22　同左］					

長辺　短辺　（日本工業規格Ａ列４番）

［３枚目　同左］

［注１～28　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。